健感発第０８０１００１号
平成１９年８月１日

各 都道府県 政令市 特別区 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

潜在性結核感染症の取扱いについて

これまで、結核予防法（昭和２６年法律第９６号）に基づく結核対策においては、「初感染結核に対するＩＮＨの投与について」（平成元年健医感発第２０号）により、一定の基準を満たす者を初感染結核として定め、治療を受けるために必要な費用を公費負担の対象としてきた。

今般、結核予防法を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「法」という。）に統合し、初感染結核の取扱いを廃止し、結核の医療の必要のある潜在性結核感染症を、法第１２条第１項に基づく届出の対象とし、法における結核患者として取り扱うこととしたところである。

ついては、届出のあった結核患者から法第３７条の２の規定に基づき公費負担の申請があった場合、法第２４条による感染症の診査に関する協議会の審議の結果、負担することが適当と認められた者に対しては、公費負担の規定が適用となるので、適切に対応されたい。